

給与法の逐条解説書。10年ぶりの大幅改訂版！

〈第5次全訂版〉

A5判 上製
函入 960頁

吉田耕三 編著

▼定価本体14,000円＋税

ISBN978-4-313-13306-8

公務員給与法精義

平成30年
8月
新版出来！

◎公務員給与法の逐条解説書。給与体系の仕組みと変遷を示すとともに、実務者に必要な各条文の沿革、詳細な規則までをも含めた解釈と運用を説く唯一の定本。2008年2月以来10年ぶりの全面改訂版！

◎第一編に給与制度の背景、意義、仕組みを解説した「序説」、第二編では逐条解説、第三編付説で編成。

主な 改訂内容

- ①平成二七年度から平成二九年度までの「給与制度の総合的見直し」
- ②平成二六年の内閣人事局設置等を内容とする国家公務員法改正
- ③平成一九年の人事評価制度導入等を内容とする国家公務員法改正
- ④平成一八年度から平成二二年度までの「給与構造改革」 等



学陽書房

●〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-9-3
●TEL. 03-3261-1111 ●FAX. 03-5211-3300
●<http://www.gakuyo.co.jp/> ●振替00170-4-84240

目次

第一編 序説

第一章 公務員給与と給与法

第二章 公務員給与と人事院勧告

第三章 公務員給与と制度の変遷

第二編 逐条解説

第一章 総説

第二章 俸給

第三章 俸給表の種類とその適用

第四章 俸給の決定方法

第五章 初任給、昇格、昇給等の基準

第六章 俸給の支給

第七章 俸給の調整額

第八章 俸給の特別調整額

第九章 本府省業務調整手当

第十章 初任給調整手当

第十一章 専門スタッフ職調整手当

第十二章 扶養手当

第十三章 地域手当

第十四章 広域異動手当

第十五章 研究員調整手当

第十六章 住居手当

第十七章 通勤手当

第十八章 単身赴任手当

第十九章 特殊勤務手当

第二十章 特地勤務手当等

第二十一章 給与の減額

第二十二章 超過勤務手当

第二十三章 休日給

第二十四章 夜勤手当

第二十五章 勤務一時間当たりの給与額

第二十六章 宿日直手当

第二十七章 管理職員特別勤務手当

第二十八章 期末手当及び勤勉手当

第二十九章 特定の職員についての適用除外

第三十章 諸手当の支給方法

第三十一章 俸給の更正決定及び審査の申立て

第三十二章 非常勤職員の給与等

第三十三章 休職者の給与

第三十四章 給与の額及び割合の検討

第三十五章 罰則

第三十六章 未帰還職員の給与

第三編 付説

第一章 俸給表の適用範囲及び初任給、昇格、昇給等の基準

第二章 寒冷地手当

内容見本 (縮小)

183 第6章 俸給の支給

第六章 俸給の支給

(俸給の支給)

第九条 俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院規則で定める日に、その月の月額を全額を支給する。ただし、人事院規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額を半額ずつを支給することができる。

(趣旨及び沿革)

本条は、俸給の支給に関して定めた二箇条の規定のうち的一条である。本条の規定によれば、俸給の支給については月一回払いを原則とし、例外として月二回払いが認められている。いずれも人事院規則の定める日に、それぞれその月の俸給の全額又は半額を支給する旨を定めている。労働基準法第二十四条に定める賃金支払いの五原則のうち賃金の全額払い、毎月最低一回払い及び一定期日払いと同趣旨のことを定めたものである。

ところで、俸給の支給について月一回払いが原則となったのは、昭和二十五年法律第五十号による本条の改正以後で、時間的には昭和二十六年四月一日以後である。その前は、昭和二十六年以降月二回払いが原則とされ、更にその前に週一回払いを原則としつつ、特例として月一回払いが認められていた。職員が十全な勤務を提供するための生活の糧となる基本給たる俸給の支給の仕方は、その生活事情と密接な結び付きを持つものであり、このような俸給の支払い回数の変遷は、一方において疲弊した戦後の社会経済の中で職員の厳しい生活事情があり、他方において給与に